

「福祉国家」プロジェクトグループセミナー

2001年9月18日 報告者：大沢氏

報告の概要

加瀬 和俊氏

はじめにこのプロジェクトの農業部門についての簡単な報告をさせていただきます。

前回の農業部門の報告でいただいたご意見を踏まえて、テーマについては次のように考えている。まず一点目として、福祉国家プロジェクトの一員としての視点を生かした研究を進めていきたいという理由から、農業経済プロパーのテーマにはしないということ。二点目として、しかしながら農業経済学会や農業社会学会で現在ある程度行われている農村における福祉問題、すなわち過疎地における高齢者福祉といったような問題は、全体の位置付けからするとこの部門で扱うにはやや狭すぎる上、技術的な問題に陥る可能性もあるため、排除はしないがメインテーマにはしないというように考えたい。具体的には、産業としての農業における経営問題を国民福祉という観点から見なおすというところにテーマを設定してみた。農業経済学での農業分析が、いわば産業としての農業の生産者サイドからの分析であるのに対して、そうした視点も持ちながら、消費者、国民経済、あるいは国際経済の視点を意識的に入れながら議論を行う、ということである。

テーマを挙げると、第一に食糧の質と消費者の問題である。これは、80年代までの有機農業や環境と農業の問題、生協の急激な伸び、こうしたことが90年代に入ってかなり様相を変えてきて、生協も伸びなくなり、経営が難しくなってきた。このように消費者が消費者運動として行ってきたものに市場主義がかぶさってきた時にどうなるのかという問題を扱いたい。第二に、いわゆる農業の多面的機能と国民福祉の関連を、グローバル化の制約の下で考えるということである。第三に、農業政策というと国境措置の問題、WTOとの関係の問題が大きくなる。これまでこの点についての分析は、ほとんど対先進国のロジックで行われてきたので、アジアにおける食糧連関、すなわち食糧の輸入規制の問題と国際経済編成をどうするのかを、主として中国のWTO加盟と日本農業という観点から扱ってみたい。

大沢 真理 氏 「社会的平等とセーフティネット」

1. 迷走する日本福祉国家 「失われた10年」のあとで

今連日のようにマスコミをにぎわしている小泉「骨太方針」または「基本方針」と呼ばれているものの中身は、経済財政諮問会議の素案に基づいて閣議決定されたものであるが、それについての経済財政諮問会議メンバーのコメントによれば、経済戦略会議の提言を「小

出しにしている」ものである。あるいは京都大学教授佐和隆光氏の評言によれば、経済財政諮問会議の提言は「20年遅れのサッチャリズム」である。こういうものが現在「骨太方針」として大きな支持を集めているわけであるが、全体として90年代後半の日本を振り返ると、社会的格差や不平等の議論が、いずれもセーフティネット論を伴って、錯綜するなかで方向感覚を喪失しているのではないか、というのが私の問題意識である。

2. 格差/平等をめぐる90年代の議論

(1) 「公正な格差」論が主流に

90年代半ば以降、「公正な格差」論が主流になってきたということを簡単にたどってみたい。経営者団体は、90年代半ばには既に、雇用の“複線化・多様化・流動化”を提唱していた。この場合の「複線」化は、職能と業績による処遇を通じて上下に格差が拡大することを含意している。たとえば社会経済生産性本部・生産性研究所の96年の報告には、「画一的で格差の少ないしくみに不公平感を持つ人が増えてきている」という文言が見出せる。これを受けて、99年の経済戦略会議の提言は、「過度に結果の平等を重視する日本型のシステムを改革」する必要があると述べている。将来に対する国民の不安は、「日本の雇用・賃金システムや手厚い社会保障システムが制度としてのサステナビリティ（持続可能性）を失いつつあることに起因して」いる。めざすべきは「参入機会の平等が確保され、透明かつ適切なルールの下で」、民間の主体がしのぎを削る「健全で創造的な競争社会を構築すること」である、と述べている。ただし、セーフティネットという言葉も、中間報告の段階ではなかったのだが、批判を受けたために後で入ってきて、「新しいセーフティネットの構築が急がれる」と書かれた。さらにたどると、たとえば経済産業省の2025年までを視野に入れたビジョン『競争力ある多参画社会』（2000年3月）男女共同参画も含めて、高齢者、障害者、外国籍などの人々の参画を「競争力ある」という言葉をつけて「多参画」と表現したもののだが、でも、日本がめざすべき経済社会の姿は、「挑戦者を積極的に評価し、努力を怠る人と価値ある創造をした人との間に、適正な評価に基づく公正な格差を許容する社会である」と述べている。

(2) 格差拡大、不平等社会化論

こうして、いまや格差をつけることが公正だという類の議論が主流になるなかで、他方では、日本社会の格差拡大や不平等化を指摘する議論も脚光を浴びてきた。

その一つが98年エコノミスト賞を受けた橘木俊昭氏の『日本の経済格差』（岩波新書）である。この書物によると、日本の所得分配は1973年以降不平等化していて、90年前後の所得分配は、アメリカよりは平等だがイギリス、フランス、ドイツなみに不平等であり、北欧諸国よりも明確に不平等であるという。つまり、ここでは、「公正な格差」論が、日本社会が悪がつくほど結果平等を重視する社会であると議論していることに対して、少なくともそこに実証的根拠がない、あるいは疑わしいということが指摘されたのである。

また、2000年のベストセラーになった佐藤俊樹氏の『不平等社会日本』（中公新書）は、管理職・専門職雇用者について男性の40歳時点の職業で見ると、本人の「努力」より「生まれ」がものをいう度合いは近年になって高まった、ということを描いている。これは社会学者が1955年以来10年おきに5回行ってきた「社会階層と社会移動全国調査(SSM)」のうち最新の95年調査の結果から発見したものである。父親が専門職や管理職のサラリーマンである場合、その息子が、そうでない場合に比べてどれくらい管理職・専門職になり易いかを、オッズ比で出している。85年調査まではこのオッズ比は低下して4.3程度になっていたが、95年に反転上昇して8になった。これは、明治生まれの最後の世代に近い数値である。つまり「努力」よりも「生まれ」がものをいう社会に戻ってしまったというわけである。佐藤氏は、このような社会で結果の平等を排除すると“がんばる基盤”は吹き飛んでしまう、ということを描いた。

これらの書物に対しては批判も出され、反批判も行われている。そのなかで、教育学者の苅谷剛彦氏のコメントを紹介したい。苅谷氏は、アメリカと対比してみた場合、日本の「平等感」には歪みと限界があるということを描いている。苅谷氏によれば、アメリカでの「結果の平等」理念は能力の発達の機会を保障しようという考え方を含み、グループ間の平等に着目するのに対して、日本ではグループ間の平等という視点がない。日本の「平等感」は、同じ会社や学校の“同期”や同じ業界などの閉じたグループ内で、すべての個人を同じように画一的に処遇することにこだわってきたという。今日の日本で「結果の平等から機会の平等へ」として提言されていることは、そうした閉じた共同社会空間における形式的な処遇の画一性や横並び意識を解体することにほかならない。大事なことは、結果にしろ機会にしろ、グループ間の平等は無視され続けるということである。このような指摘である。

(3)ジェンダー視点から見ると、

「公正な格差論」は、従来の日本社会に、性別や企業規模別の賃金格差など大きな格差がグループ間に存在したことを問わない。暗黙のうちに、男性の（大企業の）内部労働市場のみを、ことさらに無競争の世界として想定してきた。

他方、不平等社会化論が、男性のみを、しかもある恵まれた職業（男性の2割強）のみを取り上げて、父・息子間継承性が反転上昇したことから、「子が親の地位を超えられない」社会の再来を説くのはいかにも針小棒大である。この点に関しては、盛山和夫氏が雑誌の論文で批判しているが、盛山氏の議論も「公正な格差論」と同じ限界を持っている。盛山氏は、「女性や中小企業は今までも競争にさらされ、大きな格差があった。大卒サラリーマンはこれまで年功序列と終身雇用で大切に保護されてきた。それが今あらためて「競争化」や「市場化」が導入されようとしている」という議論を展開して、佐藤氏を批判しようとしている。しかし、経営研究や企業社会論、労働問題研究は、これまでも大卒サラリーマンが内部労働「市場」で苛烈な「競争」にさらされていたことを明らかにしてきた。

盛山氏の議論はそうした先行研究を無視して、ことさらに大卒サラリーマンの大企業内部労働市場を無競争の世界として描いている、という欠陥を共有している。

これらの議論はいずれも社会的セーフティネット論を伴うが、比較社会政策の研究成果を参照していないため、ここでも方向感覚を喪失している。そこで、ここであらためて日本の福祉国家の座標とルートを振り返って見よう。

3. 日本の福祉国家の座標とルート

(1)座標

エスピン・アンデルセンによる1980年時点の類型論では、「自由主義的」(米、オーストラリア、カナダ)、「保守主義的」(独、仏)、「社会民主主義的」(北欧)の三つの類型に欧米の福祉国家が分類された。1980年時点の日本はハイブリッドというより分類困難、という位置にある。一つには自由主義的な面を持っている。すなわち、支出の規模がOECD諸国の最低レベルである。社会政策が選別主義的で家族支援志向が低く、逆に福祉が家族に依存する。脱商品化の度合いが低く、個人に市場参加を強いる。こうした点で自由主義的である。ちなみにこの脱商品化という概念は、拡大解釈されがちであるが、エスピン・アンデルセンはかなりスペシフィックな意味で用いている。たとえば社会保険の制度が分立していないで、全国民がなるべく大きな制度にカバーされているとか、受給資格を得るために最低何年の加入期間がなければならないとか、社会保険の給付がどれだけ従前賃金を代替するのかなど、つまり労働力が商品として売れない状況としての失業や病気・けがの場合、どれだけ生活が保障されるか、という意味で用いられている。一方で、保守主義的な面として、社会保険の職域別分立と階層性(勤め先企業規模別の格差など)がある。ちなみにこの時点のイギリスは、「自由主義的」と「社会民主主義的」とのハイブリッド的位置にあった。

このように、日本は三類型論では分類困難だったのだが、ジェンダー視点で見ると、座標がはっきりしてくる。ジェンダー視点で社会政策のタイプを見るという場合、たとえば「男性稼ぎ主」モデルか「個人モデル」というモデルや、武川正吾氏の「脱家父長制化」指標がある。「脱家父長制化」指標とは、雇用平等のための規制の制度化、税・社会保険料を負担する単位が世帯か個人か、遺族給付の有無、育児休業などの家族支援の制度化などを組み合わせたものである。脱商品化と脱家父長制化とを組み合わせると、日本は強固な「男性稼ぎ主」モデルで、脱商品化と脱家父長制化がともに低くて、スウェーデンの対極にある、という位置がはっきり見えてくる。私は以前から日本の社会政策の特徴について、「家族だのみ」、「大企業本位」、「男性本位」であるということを描いてきたが、他の研究でもそのような結果となっている。エスピン・アンデルセン自身は、90年代の後半になって、フェミニスト社会政策学者からの批判を受け入れて、脱商品化だけでなく、脱家族化の指標も使って分類している。

日本の社会政策が「男性稼ぎ主」モデルであったということが少子高齢化の要因の一つ

であったという指摘は、人口問題審議会の97年答申、『平成10年版厚生白書』などでなされている。これらは、日本における出生率低下の原因は未婚率の上昇にあり、未婚率の上昇の要因として強固な性別役割分業がある、それを職場でも地域でも流動化させることが子どもを生み育てることに夢を持てる社会に変換していく方法である、と指摘している。

(2)80-90年代へのルート

これらが80年代あるいは90年代の座標であるが、それでは80-90年代にどのようなルートをたどってきたのか。エスピン・アンデルセン自身は三つの類型がそれぞれの特徴を強めるという三方向への分岐を強調している。特にイギリスが80年時点でははっきりしなかったのが、サッチャー改革を経て新自由主義ルートを強め、自由主義のグループとしての性格が明確化してきた。スカンジナビア・ルートは“投資としての福祉”を重視し、男女が職業生活と家庭生活を両立できるための支援に力をいれるという方向をますます強めた。保守主義諸国がたどったのが「労働削減」ルートである。これはもともと労働市場に存在していたデュアリズム、つまり労働組合に組織されていて、労働協約や労働法によってかなり守られた部分と、外国人や女性などの、組合にも入らず、労働協約にもカバーされない、社会保険も適用されない部分とのデュアリズムが強化され、失業率が高止まりしている中で、全体として労働力率が下がるというルートである。日本は、80年代の「日本型福祉社会」政策で、従来の特徴を強めた。もちろん年金で財政調整が導入され、医療保険についても、老人保健制度が作られ、被用者の健康保険から国保や老人保健制度への財政の移転が行われるという道はついたが、本来意図された一元化には程遠い状況に止まっている。90年代の日本については、いろいろ入り乱れており、これからこのプロジェクトで見極めていかなくてはならないことであるが、仮説として提示するならば、たしかに男女の就労支援と介護の社会化という面では一筋のスカンジナビア・ルートは見られたように思う。介護保険法の制定、雇用機会均等法の改正、育児介護休業法の導入とその強化、また男女共同参画社会基本法の制定といったことの中に、男女の就労支援という一筋の道が見られる。しかしながら、労働の規制緩和が急速に進んできたという面では新自由主義ルートをはっきり見て取れる。実態としては、不況の下でリストラと非正規化が進み、労働市場の二重構造が強まるという意味の保守主義ルート、あるいは「労働削減」ルート
こここのところ女性の労働力率が目立って下がってきた　があるのではないか。これらを混在させながら、必要とされている改革が先送りされてきたという意味で、「失われた10年」を送ったのではないか。

(3)戦略会議の提言の座標

こういう図柄の中に経済戦略会議の提言を位置付けると、どこに位置付けられるか。

佐和隆光氏の「20年遅れのサッチャリズム」という言葉に象徴されるように、新自由主義ルートの色彩が強い。民営化、規制緩和を謳っているし、職業能力開発パウチャーや保

育バウチャーなどによって選択を自由化する。他方、所得や資産の面で真に必要としているものにサービスや現金給付を限定するという選別主義も明らかであり、「自己責任」を強調している。

しかし同時に、家父長制的としか言いようのない提言も入っている。緊急的な失業不安と解消策として出されたものであるが、世帯主の失業に対して「扶養家族の数に応じて失業給付を拡充する」という提言が見られる。しかしながらこれは、総じて脱商品化の程度も脱家父長制化の程度も低いという日本福祉国家の従来座標を変えるものとは言えない。この答申が個人の選択の自由や自己責任を謳っていることに照らして、その提言は、社会政策のモデルでいう個人モデルの要素を欠いているだけでなく、露骨に家父長制的な提言を含んでいる。これに対して、たとえば3月末に政府と与党の社会保障改革協議会がまとめた「社会保障改革大綱」では、雇用労働面では雇用差別の禁止と女性の積極的な活用、社会保障制度については個人の選択に中立的な制度への見直しなどを盛り込んでいる。これと比べても、経済戦略会議の提言は個人モデル、ジェンダー平等モデルの要素を欠いている。

4. 問われる小泉改革

小泉骨太方針は、競争や選択を強調しつつ男女共同参画社会の実現や「働く女性にやさしい社会」も謳っているが、一貫性に欠ける。特に問題と思われるのは、労働の規制緩和や社会保障改革のジェンダー・インプリケーションに対して鈍感なのではないかと伺われる点である。社会保障改革について言うと、医療の問題に関しては大変細かいことが書かれているが、期待される抜本的改革の提案にはなっていない。他方年金改革に関しては極端に抽象的になっており、持続可能なシステムの確立をめざすとは書かれていない。骨太方針の検討過程では、経済戦略会議が提案していたような報酬比例部分を完全積み立て方式にして民営化していくという案も検討された模様で、日経新聞の一面のトップに「厚生年金民営化か」と書かれたこともあった。しかし実際に出てきたのは持続可能なシステムを構築するという非常に抽象的なことだけであった。年金に関して具体的には二点ある。一点は年金受給者に対する増税で、公的年金等控除の扱いを変えるということである。もう一つは、ここだけはなぜか個人モデル的であるが、片働き世帯すなわち専業主婦がいるということを標準とした給付の設計を見直す。これは給付単価を下げる限りで個人モデルを打ち出している。ここは具体的であるが、それ以外にどういう改革をするかについては抽象的な文言に止まっている。他に社会保障個人勘定などの提案を出しているが、抽象的で何をどうしようとしているのかわからないのでなんとも論評しがたい。社会政策にジェンダーの視点を貫かないままでは、従来の不況と不安の悪循環が深まる恐れがあるという指摘に留めたい。